

国営環境保全型かんがい排水事業 の概要

別海町の豊かな自然環境を守り

「日本一豊かな酪農郷」

を作るために



◇位置図



◇国営環境保全型 かんがい排水事業の目的



環境保全に資する各種事業との連携の下に水質浄化機能等多面的な機能を有する農業用排水施設の整備を行い、農業生産性の向上を図り併せて環境保全型農業の推進に資する。



◇この事業の採択基準



環境保全型農業農村基本計画の策定



**環境保全型農業の推進に積極的な取組が
なされることが見込まれる地域**



**農業用排水施設の新設、廃止又は変更
であって、受益面積1,000ha以上
(末端支配面積5ha以上)**

◇環境保全型

農業農村基本計画とは

環境への負荷の軽減に配慮し、持続的な農業の推進を目的として、別海町が策定

- ①基本方針及び整備方針
- ②推進体制
- ③集落協定（積極的な取組が見込まれる地域としての担保）
- ④環境保全に係るモニタリング

※別海町は平成11年3月に策定済

1. 用水整備

肥培かんがいシステム

家畜ふん尿を資源として有効に活用するために、かんがい用水を利用して農地に還元する。

1. ふん尿に含まれる肥料成分と水との相乗作用によって、作物生産量の増加
2. 肥料等の営農経費の削減

資源の循環による持続型農業経営の展開により、地域環境の保全を図る。

1) 用水施設



営農実態を踏まえ「新酪農村建設事業」の
用水計画の見直しを行う

(かんがい用水の利用時間を

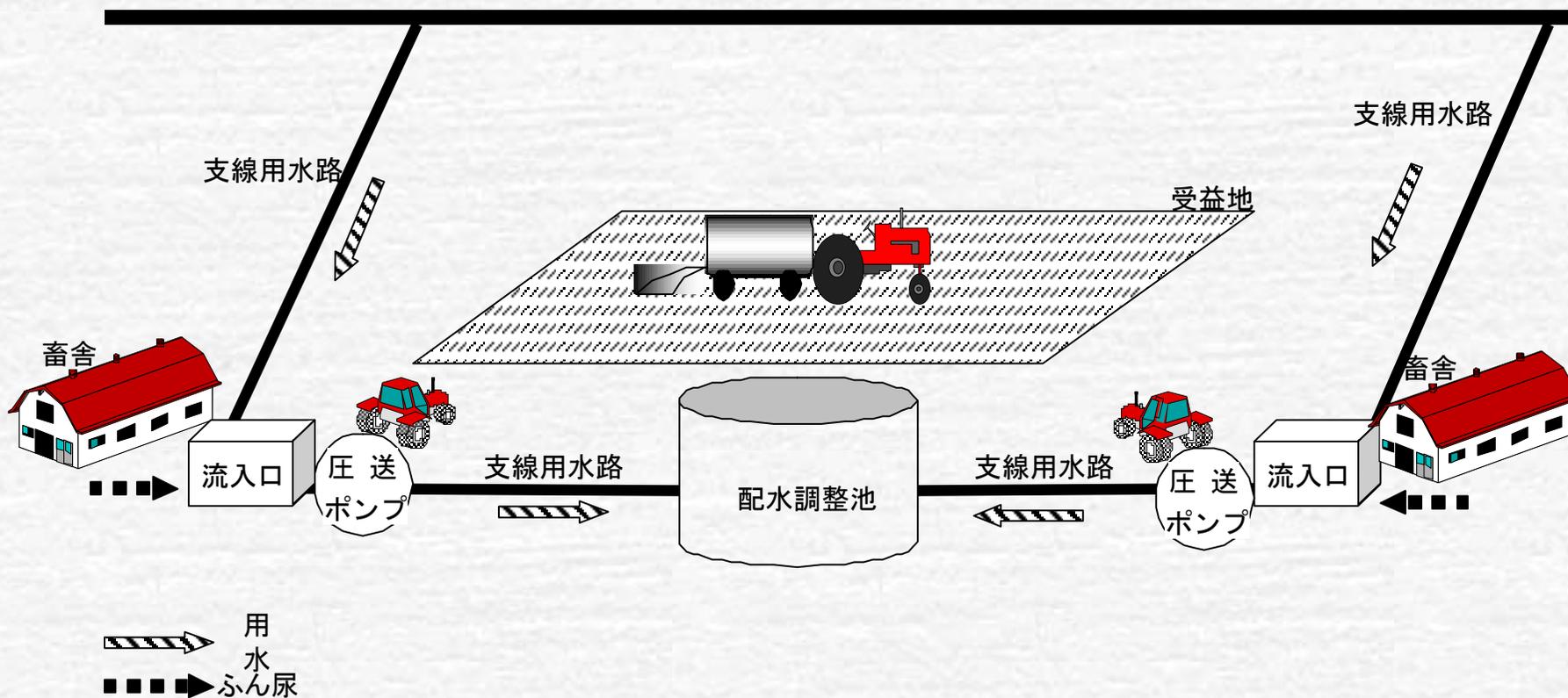
24hr→8hrに変更)



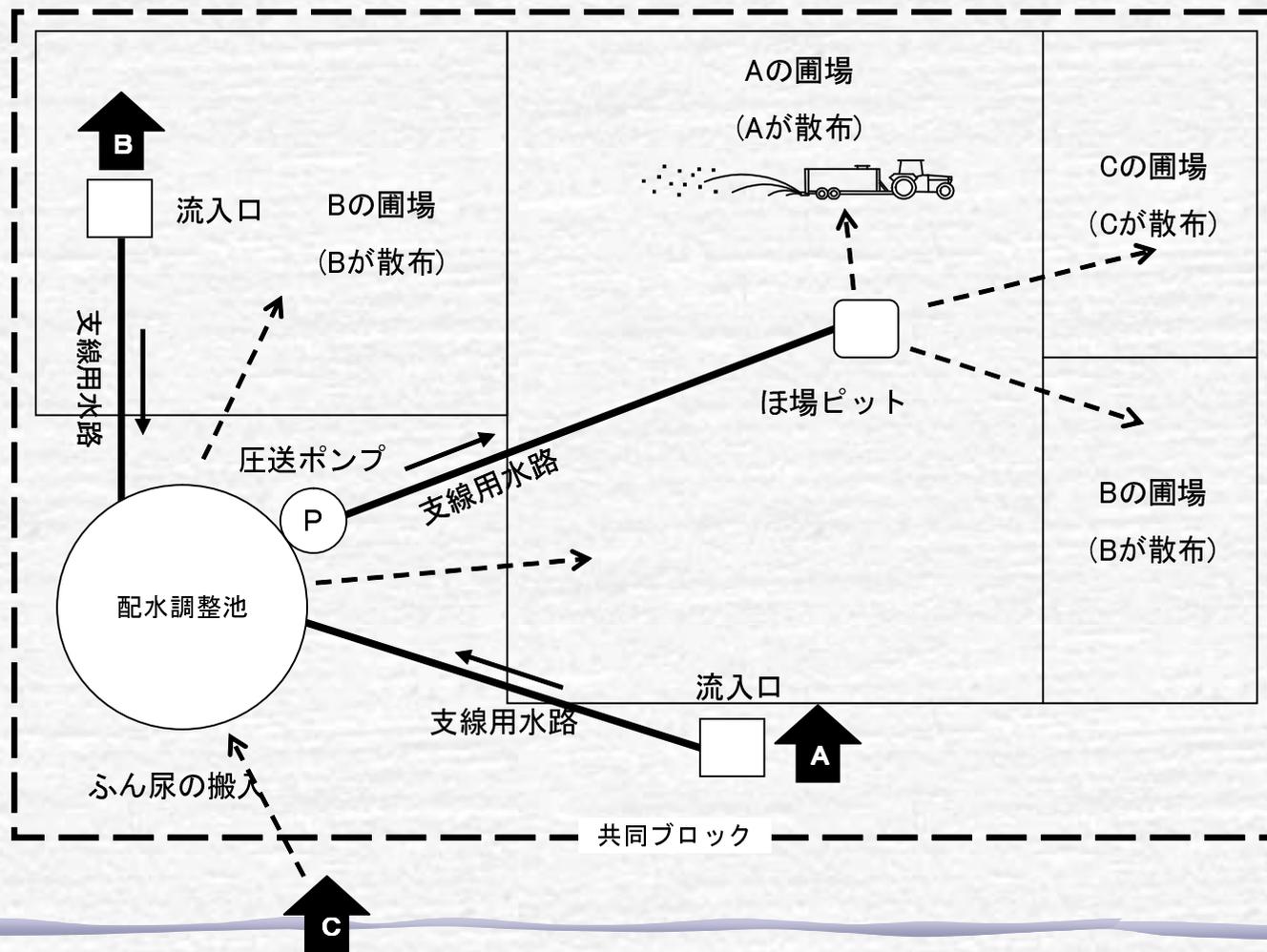
用水施設の老朽化診断の実施

2) 肥培かんがい施設

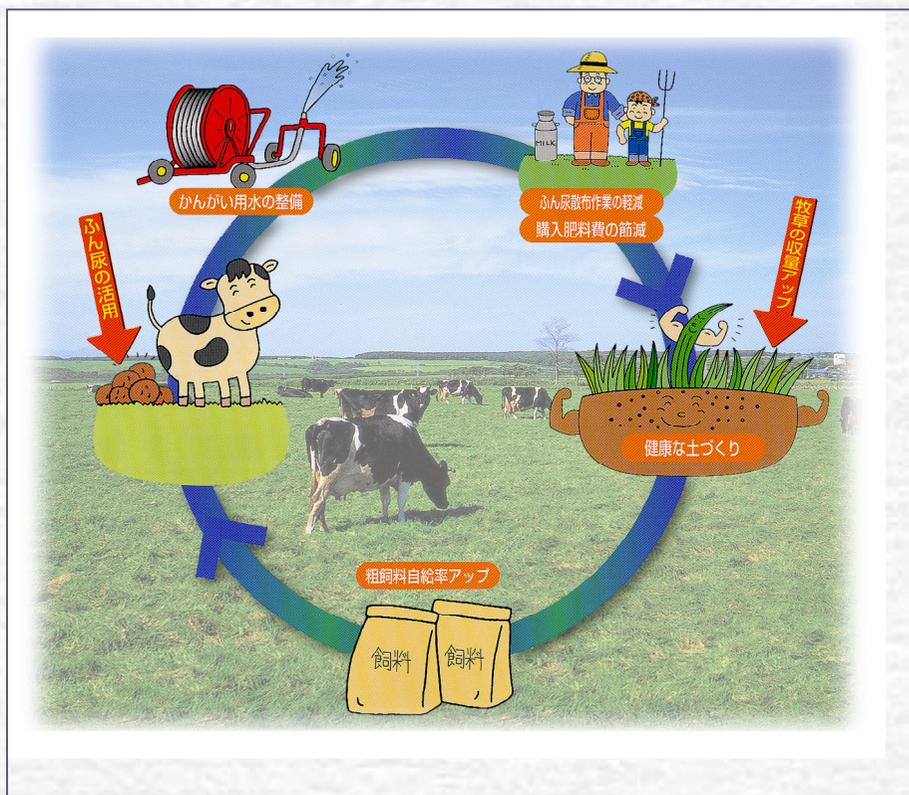
システムのイメージ図



スラリー散布のイメージ図



家畜ふん尿の有効活用により環境保全型農業を推進します。



施設は、原則として共同利用です。

整備された施設は、町が所有し利用する農家の方へ貸与します。

2. 排水整備

湛水や過湿被害が発生している排水路
末端5ha以上の排水路

※排水路整備と一体で行う工事

①土砂緩止林

・農地からの土砂や負荷物質の流入を抑制

②遊水池・排水調整池

・整備する排水路の下流部(遊水池)・上流部(排水調整池)で、土砂や負荷物質を沈降

排水路には、土砂緩止林、調整池や遊水池を設置し、負荷物質の流出を抑制して河川水質の改善を図ります。



3. 負担割合と償還条件



負担区分

国	道	地元
80%	15%	5%



償還条件

事業完了後 17年(内据置2年)



償還利率

5%

4. 整備した施設の維持管理

用水路

町に帰属し、町で維持管理

末端かんがい施設

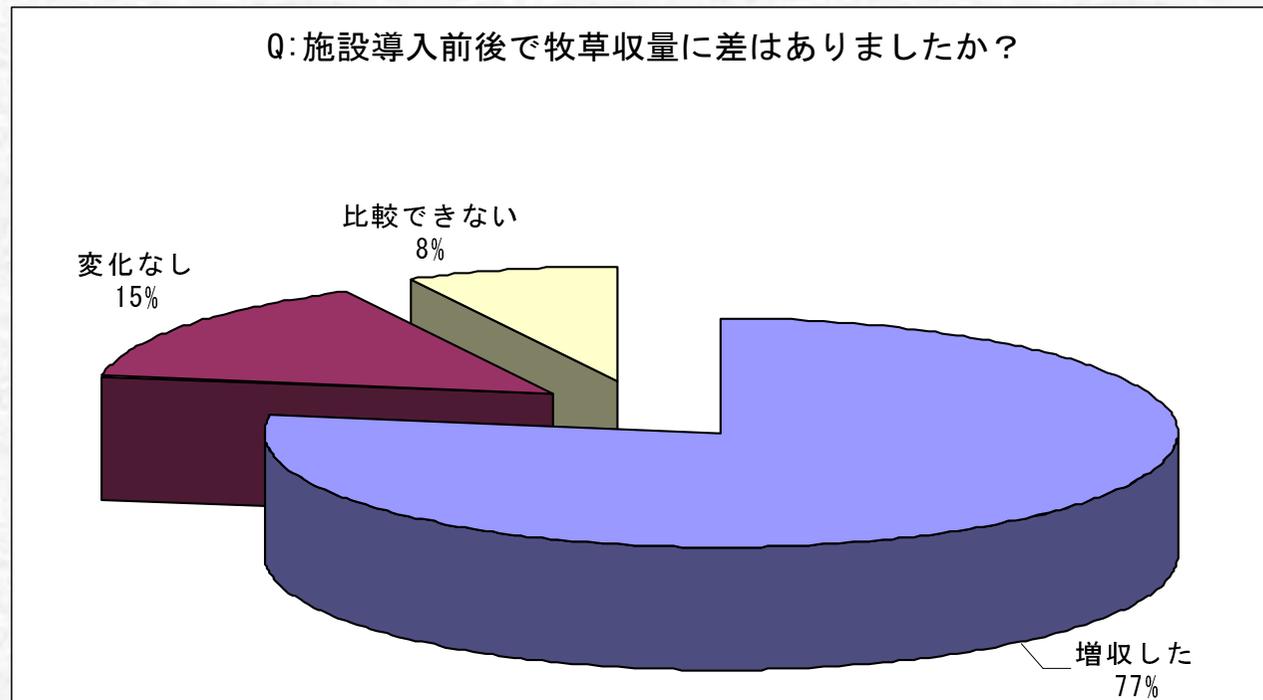
町へ譲与し、町と農家の間で管理協定を締結し、農家が維持管理

排水路

町へ譲与し、町で維持管理

5. 事業による効果(別海地区の事例)

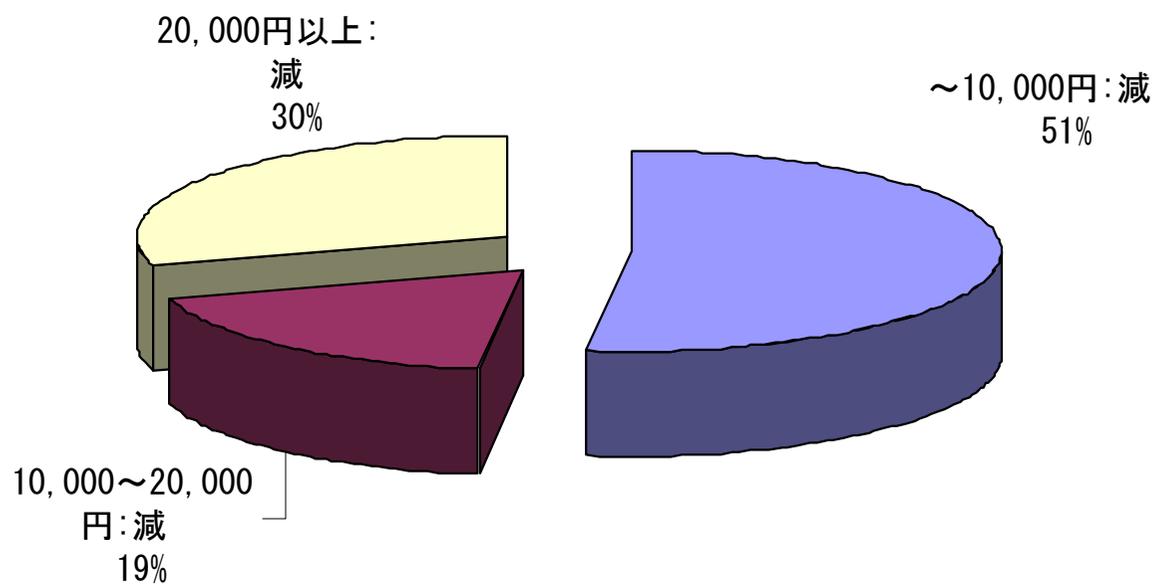
1) 牧草収量の増加



施設導入前後の牧草収量の変化

2) 肥料費の減少

施設導入前とH17年の化学肥料費比較(円/ha)



化学肥料費の変化(施設導入前、後)

3) 水質の改善(西別川の場合)

長栄橋と新生橋の区間流域による負荷量変化

